

資料 2-8

かながわ次世代エネルギーシステム普及推進協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、かながわ次世代エネルギーシステム普及推進協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の決定等)

第3条 一般席の定員は10人以内とし、会議の都度、協議会の座長（以下「座長」といふ。）が会議室の収容人員等を考慮して定める。

2 座長は、傍聴希望者を会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 決定した傍聴人以外の者

(2) 会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に協議会の座長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

第7条 座長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をすることができる。

2 座長は、前項の指示をしたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(オンライン開催時の特例)

第8条 会場を設けず、Web会議システムによるオンライン開催時の傍聴は、Web会議システムへ入室を認めることにより行う。この場合、傍聴人はWeb会議システムのカメラ及びマイクをオンにすることはできない。

2 オンライン開催時の傍聴人の定員は10人以内とし、傍聴希望者は開催日の2開庁日前までに氏名及び電子メールアドレスを事務局に届け出るものとする。

3 傍聴人の決定方法は第3条第3項を準用することとし、事務局は決定した傍聴人に対し、届け出られた電子メールアドレスにWeb会議システムへの入室に必要なID及びパスワードを送信する。

4 第4条から第7条までの規定は、これを準用する。

5 通信回線の不具合により傍聴人に不利益が生じたとしても、協議会はその責を負わない。

(実施細目)

第9条 この要領に定めのない事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 8 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 1 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 6 月 日から施行する。